

平成 17 年度 規制改革・民間開放推進会議の運営方針

平成 17 年 3 月
平成 17 年 10 月改定

1．基本方針

前身の総合規制改革会議及び規制改革・民間開放推進会議の平成 16 年度における審議内容との連続性を確保しつつ、「内閣主導の規制改革・民間開放推進」のため、引き続き、分野横断的・省庁横断的なアプローチ、情報公開原則の確立、事項別担当委員の設置等により、会議をあげて重点的・集中的に取り組むことを基本とする。

その際、「行政部門の徹底した効率化・コスト削減」、「国民負担の軽減・民間部門の需要創出」に資する規制改革・民間開放推進の視点を重視する。

具体的には、重点検討分野として、「市場化テスト」の法制化等をはじめとする規制改革・民間開放の横断的な取組の推進、主要官製市場（医療・教育等）改革のフォローアップ・推進に加え、新たに、国民生活に密接に関係しながら縦割・重複的な規制制度・官業が存在する分野を「横断的重点検討分野」と定め、会議をあげて集中的な審議を行う。また、「規制改革・民間開放集中受付月間」で提起された要望についても構造改革特区推進室との連携をさらに強化し、「全国規模で実施するか」「特区で先行的に実施するか」の二者択一の考え方にに基づき、積極的に対応する。

審議に当たっては、経済財政諮問会議や、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部等はもちろん、規制改革・民間開放推進本部との密接な連携を図ることにより、政治的なリーダーシップを期待する。また、会議としても、あらゆる会議内容に関する情報公開を原則としつつ、会議の持つあらゆる権限・機能（各省庁への資料請求権、公開討論、各省庁とのハイレベル折衝等）を最大限に行行使する。

2．本年度の検討体制等

(1) 会議の運営方針等の重要事項について

会議の円滑な運営のため、運営方針等の重要事項については、原則として企画

委員会で検討を行い、会議に諮ることとする。企画委員会は、委員のうち、宮内議長、鈴木議長代理、草刈総括主査、八代総括主査の4名から構成する。

なお、規制改革・民間開放推進本部には、企画委員会の委員が出席する。また、推進本部の決定する基本方針に対し、会議の意見を最大限反映させる。

(2) 重点検討分野の取組について

重点検討分野毎にワーキング・グループを設置し、個別重点事項の抽出や検討などの具体的な審議を行う。（具体的な重点検討分野については別添の通り。）

また、主要課題について会議をあげて取り組むため、議長を長とし全委員及び企画委員会専門委員で構成する「主要課題改革推進委員会」を設置し審議を行う。同委員会には各ワーキング・グループの専門委員も検討テーマに応じて参加する。

(3) 個別分野毎の取組について

「規制改革・民間開放推進3か年計画」に対応した個別分野については、上記(2)の重点検討分野の各ワーキング・グループが関連する分野を統括し、計画の実施状況の監視やフォローアップ、個別要望への対応、新たな課題の抽出等を行う。

(4) 主要課題改革推進委員会およびワーキング・グループに関する「情報の公開」について

主要課題改革推進委員会およびワーキング・グループにおいて関係府省からヒアリングを行う場合等、その議事録および配布資料等は原則公開とする。

(5) 規制改革の広報・調査について

規制改革を、これまで以上に幅広い国民運動とするため、これまでの成果や、改革の現状・阻害要因等についても、政府広報、タウンミーティング、インターネット等の活用や報道機関を通じて、会議・各委員において積極的な広報活動を行う。また、改革の推進にあたって必要となるフィールドワークや調査活動をより積極的に行う。このため、広報・調査活動の年間を通じたプランを定めることとする。

3. 「重点検討分野」に関する主要検討課題

(1) 横断的な制度整備等

市場化テストの推進

「民でできるものは民へ」の具体化や公共サービスの質の維持向上・経費の削減等を図るための「市場化テスト」の平成18年度からの本格的導入に向けて、「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案（仮称）」を次期通常国会に提出する。

官業の民営化等

国等の事務事業の民間への移管（民営化・民間譲渡・民間委託）を推進するとともに、公物管理のあり方の検討を通じた公共施設等の民間による管理・運営、利活用の促進を図る。

規制の見直し基準の策定等

裁量行政を抜本的に見直し、行政の透明化をはかるため、通知・通達等の廃止・法令化等の「規制の見直し基準」の策定、行政指導のあり方の見直し等の推進を図る。

(2) 「横断的重点検討分野」の改革

国民生活に密接に関わる分野において、従来の省庁別・分野別の縦割りの視点ではなく、利用者・消費者の視点から分野横断的に捉え、これを「横断的重点検討分野」として取り組む。具体的な分野とその視点については以下の通り。

少子化

少子化問題は、国民生活に密接に関係する重要課題であり、多様化する育児や働き方への対応などを中心に、福祉・保育、雇用・労働、教育等の分野にわたる課題に対して、横断的な視点から取組を行う。

生活・ビジネスインフラの競争促進

IT、エネルギー・環境、運輸、金融など、国民生活やビジネスのインフラ・共通資源の分野を中心に、縦割・重複的な規制・官業の見直しや市場ルール整備・競争政策の強化等について、横断的な視点から取り組む。

外国人労働（移入・在留）

グローバリズムの浸透や少子・高齢化の進展に伴い、不可避となっている

適切な外国人労働等のあり方に関して、移入・在留における権利と義務について統一的・総合的な視点から、制度整備の推進に取り組む。

(3) 個別重点検討分野における改革

昨年度取り組んだ「主要官製市場改革」のうち、医療、教育、農業、土地・住宅など、特に重要な分野、事項を抽出し、進捗のフォローアップや新たな検討課題に対して重点的に取り組む。

4．平成 17 年度の主要実績及び今後のスケジュール（予定）

- 4 月
 - ・市場化テスト推進室の設置
 - ・「重点検討分野」の各ワーキング・グループの設置・担当分け
- 5 月
 - ・規制改革・民間開放推進本部の「基本方針」の改定
- 6 月
 - ・経済財政諮問会議の「経済財政政策の基本方針 2 0 0 5」への反映
 - ・規制改革・民間開放集中受付月間【10 月に規制改革・民間開放推進本部決定】
- 9 月
 - ・「提言」の決定・公表
- 10 月
 - ・年末の答申に向けた年度後半の方向性の確認
 - ・規制改革・民間開放集中受付月間【2 月に規制改革・民間開放推進本部決定予定】
- 12 月
 - ・答申【政府として「最大限尊重」するとの閣議決定】
- 3 月
 - ・「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」の改定

(別添)

平成 17 年度の「重点検討分野・検討体制」

企画委員会

- ・横断的制度整備等
- 市場化テストWG
 - <実施事項>
 - ・市場化テストのモデル事業の実施
 - <検討事項例>
 - ・「公共サービス効率化法（市場化テスト法）（仮称）」の次期通常国会への提出 等
- 官業民営化等WG
 - <検討事項例>
 - ・国等の事務・事業（給付・徴収業務、公的施設等の整備・管理・運営、統計調査・製造・検査・登録・資格試験等）の民間開放（民営化・譲渡・包括的業務委託） 等
- 規制見直し基準WG
 - <検討事項例>
 - ・規制の見直し基準の策定と推進（通知・通達等の廃止・法令化、行政指導の見直し） 等
- ・横断的重点検討分野
- 少子化WG
 - <検討事項例>
 - ・多様な育児に対応した規制制度
 - ・働き方の多様化に対応した労働法制・規制（派遣労働等） 等
- 生活・ビジネスインフラWG
 - <検討事項例>
 - ・情報通信・放送分野における競争政策等
 - ・資本市場の競争ルール整備 等
- 外国人移入・在留WG
 - <検討事項例>
 - ・外国人の移入・在留における権利・義務に関する横断的制度の整備 等
- ・個別重点検討分野
- 医療WG
 - <検討事項例>
 - ・中医協改革、混合診療、医薬品一般小売、保険者機能の強化、診療報酬体系の見直し 等
- 教育WG

<検討事項例>

・保護者・生徒の多様な選択（バウチャー等）、教育提供主体のガバナンス 等

○農業・土地住宅WG

<検討事項例>

・土地利用のあり方、農協改革 等

・規制改革・民間開放提案受付・推進WG

・集中受付月間（あじさい月間・もみじ月間）及び構造改革特区との連携・推進